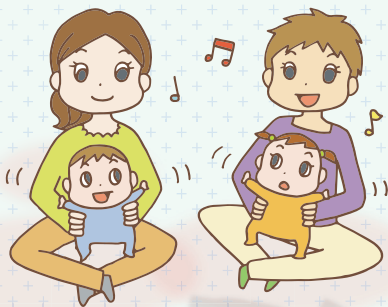


概要版

第二次東松山市 地域福祉計画

～地域で支え合う 笑顔で暮らせるまち 東松山～

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月
東松山市

1 東松山市地域福祉計画について

地域福祉とは？

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるように、地域のみんなで協力し合い、様々な生活課題の解決に取り組んでいくことです。

地域福祉の取組にあたっては、一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助・支え合い(共助)、公的な福祉サービス・支援(公助)が、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力していく関係を築くことが大切です。



東松山市地域福祉計画はどんな計画？

東松山市地域福祉計画は、国の社会福祉に関する基礎的な事項を定めている「社会福祉法」に基づく計画です。東松山市としての地域福祉の目指す姿や、取組の方向性などを市全体で共有するための計画です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)を包含したものとなっています。



第二次東松山市地域福祉計画の背景について

東松山市では、平成27年度からの5か年を計画期間とする「第一次東松山市地域福祉計画」が令和2年3月末をもって終了となります。同計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んできましたが、市民生活を取り巻く環境は大きく変化し、地域福祉の重要性は増しています。

また、令和元年10月に発生した台風第19号では大規模な被害が発生し、避難や災害復旧活動などにおいて、住民同士の支え合いの重要性が改めて認識されました。こうした緊急時への対応は、日頃から住民同士のつながりや、住民自身の主体的な活動の積み重ねなど、地域福祉活動の目指すものでもあります。

そのため、地域福祉活動がより活発に展開され、**地域共生社会**^{※1}が実現していくように、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第二次東松山市地域福祉計画」を策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、国が示した地域福祉の指針や、国連サミットで採択された**「持続可能な開発目標」(SDGs)**^{※2}を踏まえて策定しています。



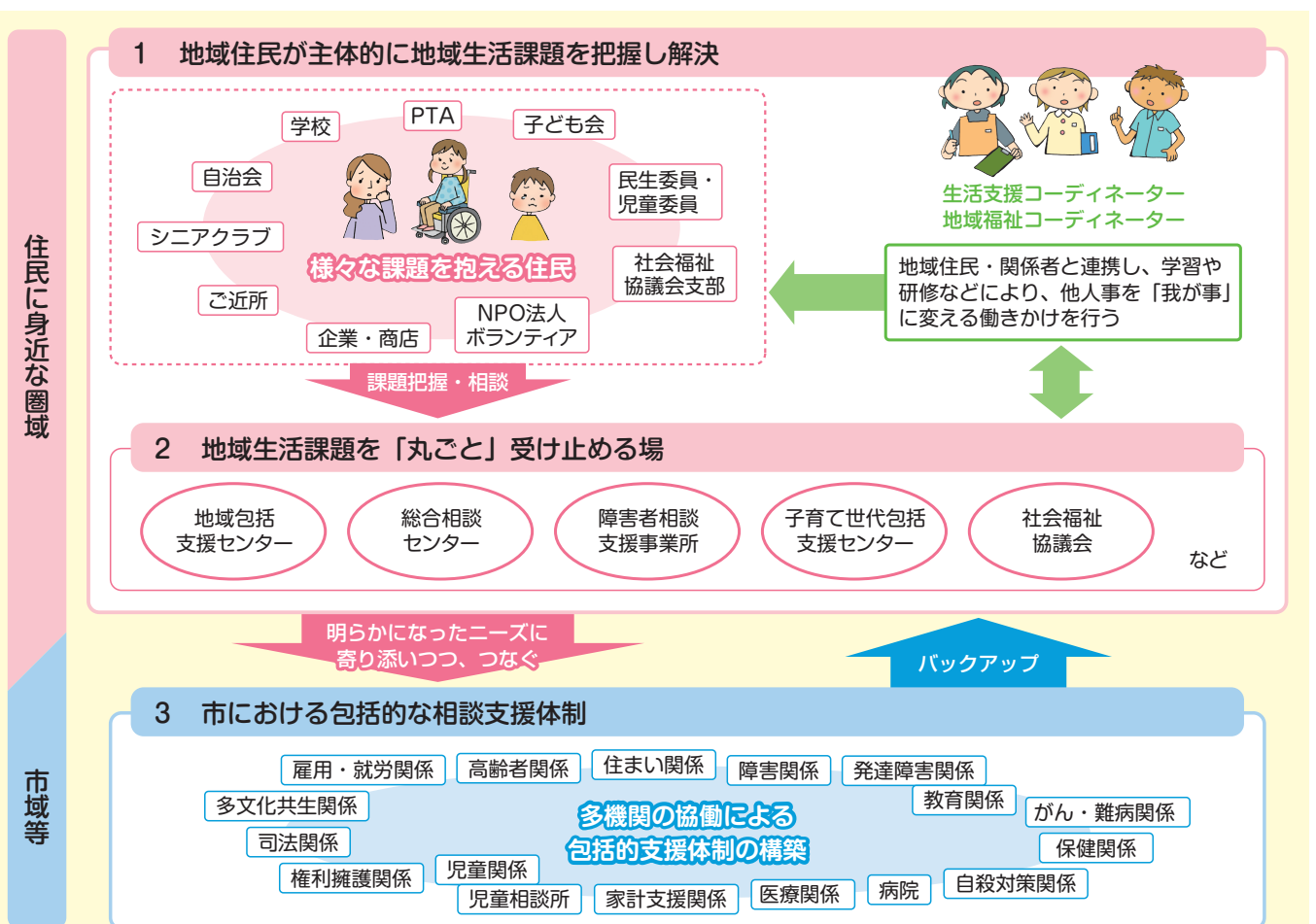
※1 地域共生社会

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

介護や子育て、障害・病気、住まい、仕事、教育、経済的困窮など、様々な困難に直面した場合でも、孤立することなく、地域社会全体で本人やその家族等を支えていけるように、民間・公共問わず、さまざまな分野や世代が領域を超えてつながる社会をみんなで作っていきこうというものです。

■「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的支援体制のイメージ



平成29年3月2日 厚生労働省 社会・援護局関係主幹課長会議の資料及び第5期埼玉県地域福祉支援計画を参考に作成

※2 「持続可能な開発目標」SDGs(エス・ディー・ジーズ)

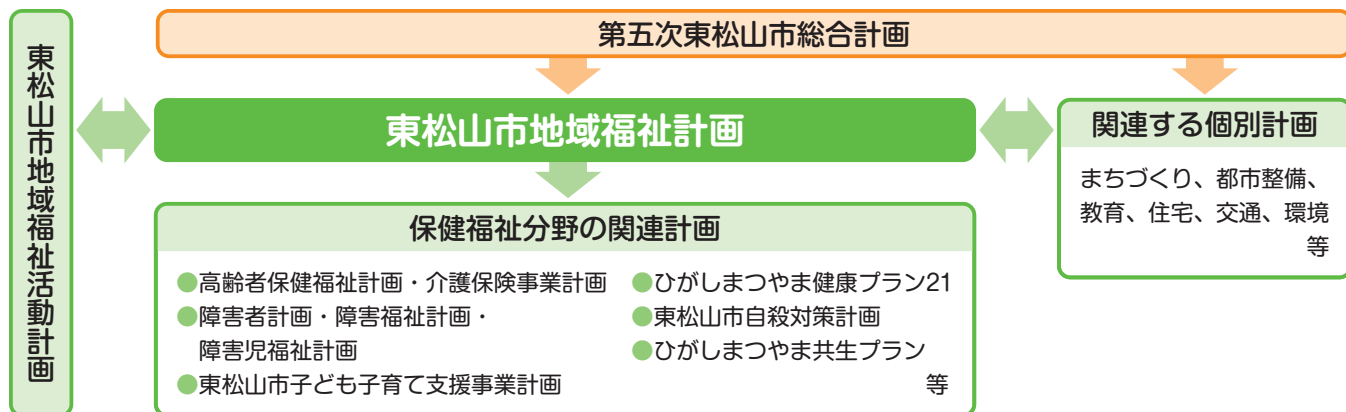
「持続可能な開発目標」SDGsは、Sustainable Development Goalsの略称です。「誰一人取り残さない」社会を実現するため、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されました。持続可能な世界を実現するため平成28(2016)年から令和12(2030)年までの目標として、17の目標と169のターゲットが掲げられています。



計画の位置付けについて

本計画は、東松山市全体の指針となる第五次東松山市総合計画を上位計画とし、本市の福祉施策の基盤となる全体の方向性を示すものです。

また、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画「東松山市地域福祉活動計画」とは、共に本市の地域福祉施策を推進していくため、基本理念等を共有しています。



地域の範囲について

地域福祉を効果的に推進するためには、「隣近所による相互の助け合い」や「自治会などによる地域活動」、「市全域を対象とした総合的なサービス提供」など、身近な生活圏域（小地域）から、福祉圏域、市全域と、それぞれの圏域が連動して取り組む体制が重要となります。

そのため、本計画では、市内の7地区を「福祉圏域」の基礎単位と位置付け、さらに身近な生活圏域は「小地域」として、地域活動の拠点づくりや地域活動の組織化の支援、ネットワークの構築などを社会福祉協議会と推進します。



■ 圏域のイメージ図



地域福祉に関する課題

市民を対象としたアンケート調査や、地域福祉に関連する活動を行っている団体を対象としたアンケート調査、地区懇話会などから整理した東松山市の地域福祉の課題は、以下のとおりとなります。

■ 福祉への関心について

福祉への関心の高い人ほど、地域福祉に対する理解があり、住民同士の支え合いに対しても積極的なため、福祉への関心を高めていくことが大切です。特に、若い世代の理解を高めることは、地域社会の持続性からも重要なため、教育機関や企業等と連携し、地域福祉の普及啓発活動を展開していく必要があります。

■ 地域のつながりについて

地域社会の変化や地域のつながりの希薄化などが懸念される一方、地域交流の必要性を感じている人も少なくないため、福祉に限らず幅広い分野での地域交流の促進を図るとともに、地域の課題について語り合う場を設けるなど、地域のつながりを深めながら、地域住民が主体的に地域の課題を理解し、解決に向けて取り組む地域の解決力を育てていく必要があります。

■ 増加、複雑化する課題への対応について

生活上の困難を抱える人は増加傾向にあり、福祉分野に限らず、保健・医療・福祉・教育・就労など、様々な角度からの支援を必要とするケースも生じているため、分野横断的なサービス提供体制の整備や、相談支援体制の充実、情報提供のあり方などについて検討し、増加、複雑化する課題への体制整備を図る必要があります。

■ 地域の支援体制について

公的支援だけでなく、地域の支援に対するニーズが高まっているため、各種問題を早期に発見し、早期に支援につなげていけるように、福祉事業者やNPO、ボランティア、地域住民など、多様な主体が連携し協力しながら、個人や世帯が抱える様々な困り事を包括的に支える地域の支援のあり方について、検討していく必要があります。

■ 地域福祉活動に携わる組織や団体等について

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどの地域福祉活動に携わる組織や団体が十分に認知されていなかったり、参加条件が合わずに地域の活動に参加できなかったりする人もいるため、広報活動の充実や様々な組織や団体と連携した活動展開などにより、市民の認知や関心を高め、各種活動への参加促進を図る取組を推進する必要があります。

■ 地域性について

各地区は、地理的にも歴史的にも異なる背景を持ち、また、近年は人口減少や高齢化が進む地域がある一方で、子育て世代が増えている地域もあるなど、地域ごとに抱える課題も多様化、複雑化しており、地域の特性を踏まえた地域福祉の取組が一層重要となっています。

2 計画の基本理念と基本目標

基本理念

地域には様々な住民が暮らしており、それぞれに長けているところがあれば、足りない点もあり、支える側、支えられる側という一方的な関係による考え方では、それぞれの良さや可能性も引き出すことはできません。地域住民の暮らしをより豊かなものにしていくためには、「支え手」「受け手」という関係を超越して、お互いを認め合い、補い合い、支え合いながら暮らせる地域社会を築くことが大切です。

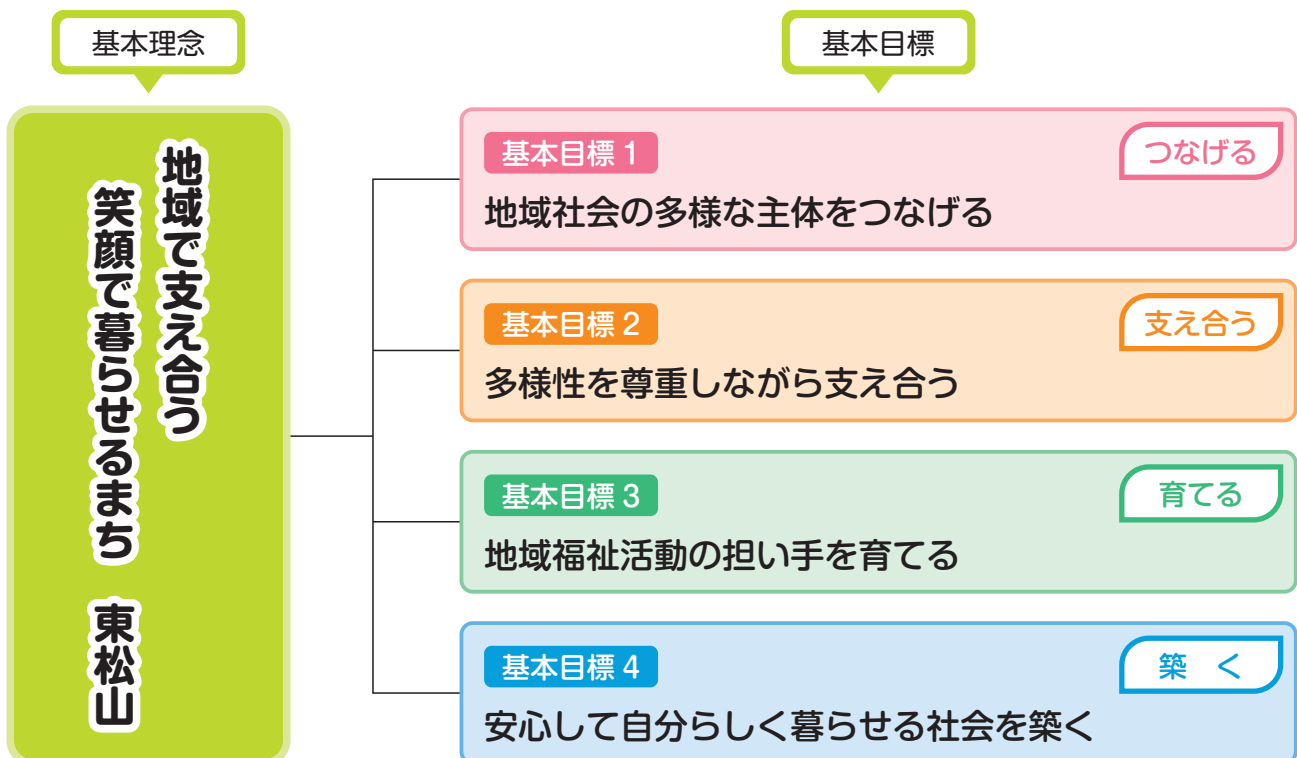
そのため、高齢者、障害者、子ども、外国人など、世代や背景の異なる様々な人々が暮らす地域を基盤として、誰もが対等な関係の下に、それぞれの持てる潜在能力を発揮することができ、地域づくりの一員として社会に参加する機会が確保される、誰一人取り残されることのない、安心して笑顔で自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

また、本市は、地域住民がいつまでも笑顔で暮らしていくため、公的制度だけではなく、健康づくりや地域活動なども含め、市、社会福祉協議会、関係団体などが一体となって地域福祉を推進する取組「心のこもった地域福祉プロジェクト2020(こころプロジェクト2020)」を展開していきます。

基本目標

前計画の基本目標を継承しつつ、現在の状況や課題を踏まえ、基本理念のもとに4つの基本目標を掲げています。

また、4つの基本目標には、それぞれに施策の方向性を示しており、施策の展開にあたって各主体が共通のイメージを持って共に取り組んでいけるように「目指す姿」を設定し、あわせて「行政(市)」「地域」「市民」の取組のポイントを示しています。



3 基本目標と施策の展開

基本目標 1 地域社会の多様な主体をつなげる

つなげる

市民が抱える様々な課題を個別に対応するのではなく、背景にある様々な要因に対して総合的な対応が行えるように、多様な主体と連携した体制の構築を図ります。

そのため、社会福祉法人・施設やNPO、ボランティアを含む地域住民等との連携を図るとともに、各主体の強みを活かした地域づくりへの参加促進などを推進します。

また、地域の多様な課題を住民自身が把握し、解決に向けて効果的な活動が行えるように、関係部・課との連携はもちろん、社会福祉協議会とも連携を強化し、地域支援の推進を図ります。



(1) 地域力の支援体制の整備

目指す姿 地域の資源が分野横断的につながり、地域力の向上が図られています。

行政

各拠点、団体が連携した活動が進むように、庁内の体制整備を図る

地域

把握した地域課題や地域資源について地域福祉コーディネーターに伝える

市民

地域の拠点施設や相談所を活用する

(2) 自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携強化

目指す姿 地域の関係者が、地域の特性にあった地域福祉の向上に取り組んでいます。

行政

地域の関係者の各種活動への支援を行う

地域

市民が相談しやすくなるように、日頃から地域住民との関係づくりに努める

市民

地域の関係者の活動を理解し、困りごと等があれば相談する

(3) 地域づくりに携わる団体の連携・協働

目指す姿 地域で活動する団体同士の連携を図り、相乗効果が生まれています。

行政

各団体への活動支援と団体同士の交流や情報交換の場を設ける

地域

活動情報を発信し、他団体との情報交換や活動協力などを行う

市民

地域で活動する団体に関心を持ち、活動への参加に努める

(4) 社会福祉法人の地域貢献の促進

目指す姿 社会福祉法人が有する実績や専門性、強みが地域に活かされています。

行政

社会福祉法人との連携の強化と活動支援を推進する

地域(社会福祉法人)

社会福祉法人として地域との積極的な関わり、地域福祉の推進を図る

市民

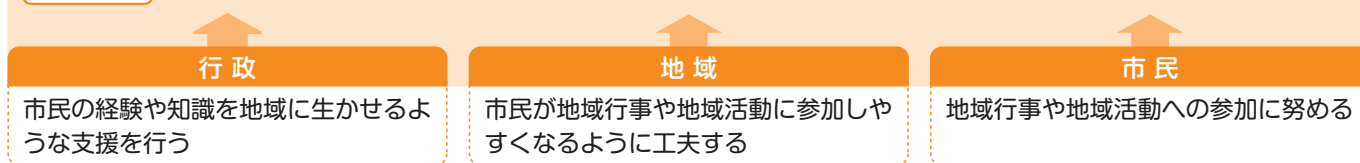
社会福祉法人の役割を理解し、事業活動への協力に努める

性別、年齢、国籍などが異なる様々な立場や価値観を持つ市民がお互いを認め合い、多様性を尊重し合いながら様々な地域の課題を他人事ではなく、自分のこととして捉え、課題の解決に向けて共に取り組む地域の実現を目指します。

そのため、地域の見守りや支え合い活動の活発化、地域交流の促進も図ります。また、「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民が様々な地域活動への参加を通じて、生きがいや楽しみを感じられるような場の充実を図ります。さらに、災害時の対応や犯罪対策などは、日頃からの自助・共助の取組が重要となるため、防災・防犯対策の取組の拡充も図ります。

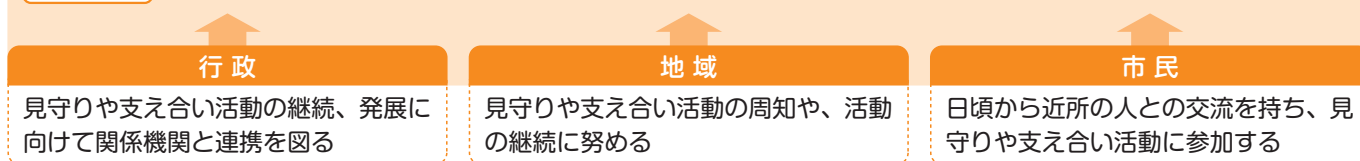
(1) 地域活動等への市民参加の促進

目指す姿 地域とふれあう場が充実し、地域福祉活動に参加する市民が増えています。



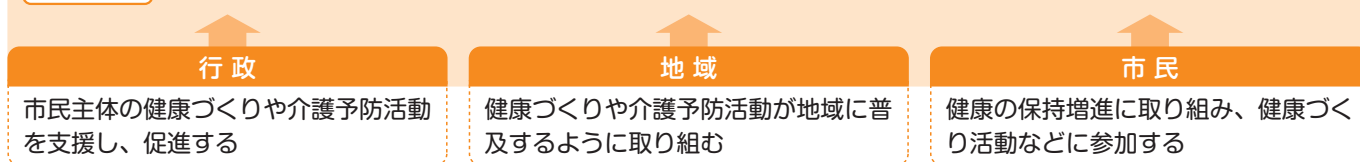
(2) 支え合い・見守り活動の充実

目指す姿 支え合いと日常の見守り活動の一体的なサポート体制が機能しています。



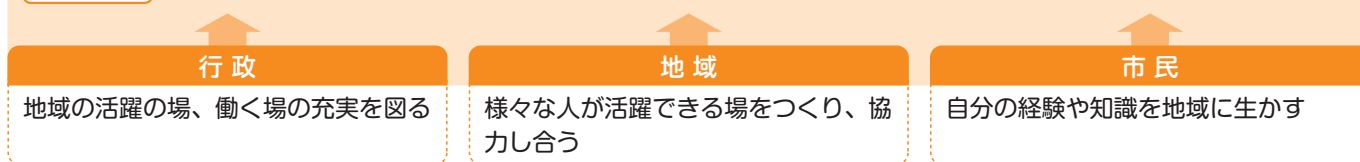
(3) 地域における介護予防・健康づくり活動の充実

目指す姿 健康づくりや生きがいづくりの活動が身近な地域で活発に行われています。



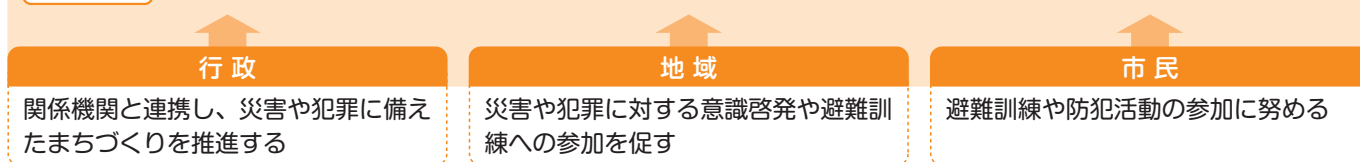
(4) 市民の活躍の場の充実

目指す姿 多様な市民が自分らしいスタイルで活躍しています。



(5) 災害・犯罪に備えたまちづくりの推進

目指す姿 災害の被害や犯罪の起きにくい環境づくりを地域全体で取り組んでいます。



地域福祉活動の持続可能性と地域の発展を図るため、地域福祉活動に支え手として、あるいはリーダーとして、幅広い多くの市民が参加する地域の実現を目指します。

そのため、より多くの市民の福祉への関心を高められるように、福祉教育や啓発活動を行います。特に、子どもや親世代の福祉に対する関心が高まるように、学校教育や生涯教育と連携した福祉教育の推進を図ります。

また、認知症サポーターやゲートキーパーなど、様々な事情を抱えた人々を日常的にサポートする人材や、福祉活動を行う各種組織や団体の調整を行う人材、さらには、専門的な知識や技術を有する人材についての確保、育成を図ります。

(1) 互いに尊重し、支え合う意識の醸成

目指す姿 市民の地域福祉への理解が深まり、地域福祉活動への参加が拡大しています。

行政

関係機関と連携した福祉教育や啓発事業を推進する

地域

福祉に関する情報の発信や学びの場の提供に努める

市民

福祉に関する情報入手や学びの場への参加に努める

(2) 地域福祉を支える人材の確保と育成

目指す姿 多様な共助の担い手が、地域福祉活動の活性化に取り組んでいます。

行政

地域福祉活動を推進する多様な担い手の確保・育成を図る

地域

活動情報の発信、養成講座の開催、活躍の場につなげる

市民

地域活動やボランティア活動に関心を持ち、参加に努める

(3) 地域福祉を推進する人材の確保と育成

目指す姿 福祉サービスを担う人材の確保・育成を事業者や行政が協力して取り組んでいます。

行政

事業者や教育機関と連携し、人材確保・育成を図る

地域（事業者・教育機関）

福祉職の魅力の発信や資格取得に必要な支援に努める

市民

介護技術や日常生活の支援に必要な知識や技術の習得に努める

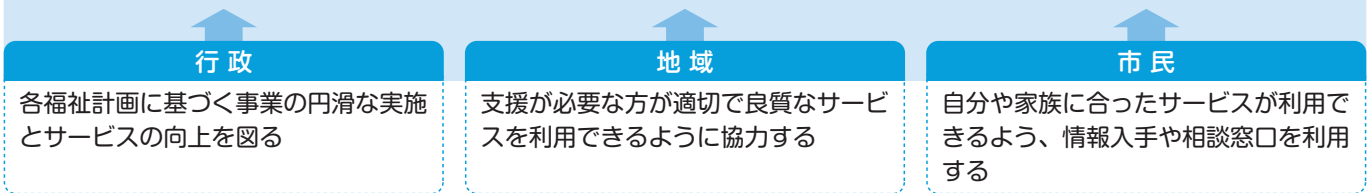


困り事や困難を抱えていても、地域で安心して生涯にわたって自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

そのため、福祉サービスの提供体制やサービスの質の向上、子どもの貧困対策をはじめとする生活困窮者等の支援体制、情報バリアフリーを含めた情報提供体制の整備や相談支援体制の改善、成年後見制度の利用促進、権利擁護推進体制の向上などに取り組みます。

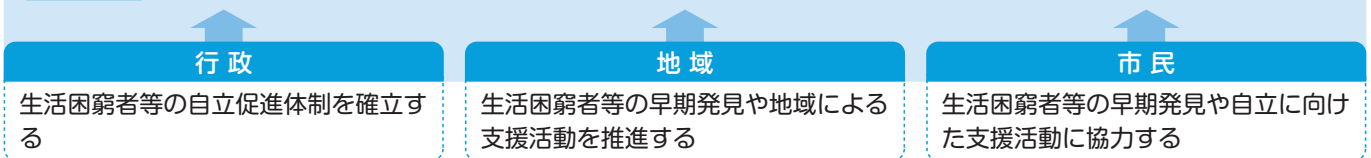
(1) 福祉サービスの充実

目指す姿 各福祉サービスが量的・質的に向上しています。



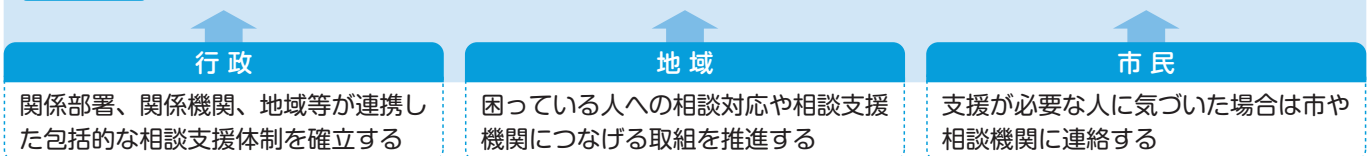
(2) 生活困窮者等への支援体制の充実

目指す姿 生活困窮者等の支援が必要な方が早期に発見され、自立につながっています。



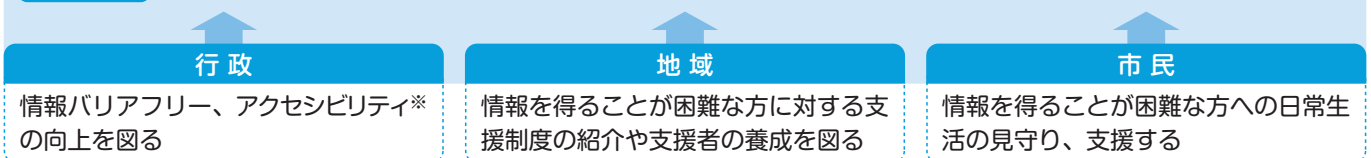
(3) 包括的な相談支援体制の整備

目指す姿 必要な支援につなげられる包括的な相談支援体制が構築されています。



(4) 情報アクセスやコミュニケーション支援の充実

目指す姿 誰もが情報を入力し、活用できる環境が整っています。



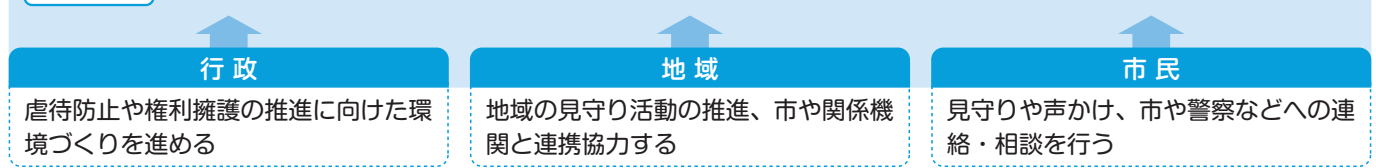
※障害者や高齢者等を含む全ての人が、情報通信を利用できるように、障壁となるものを取り除き(バリアフリー)、情報を入力しやすく(アクセシビリティ)なるように取り組む方策のこと。

(5) 権利擁護支援のための体制の充実「東松山市成年後見制度利用促進基本計画」

認知症や知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方が地域で安心して生活を送ることができるように、地域連携ネットワークの構築や中核機関を設置し、関係機関による連携体制を構築するなど、権利擁護支援のための体制強化を図ります。

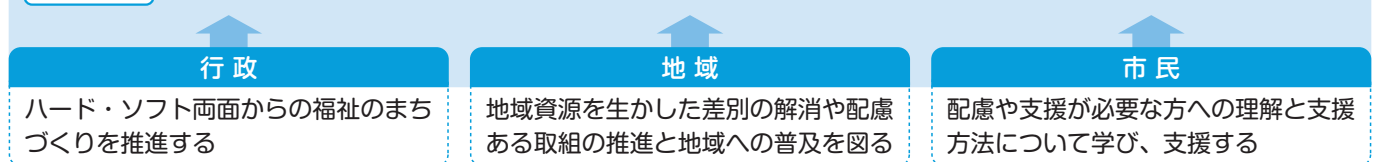
(6) 虐待防止に向けた体制の充実

目指す姿 虐待などの人権侵害に地域ぐるみで取り組んでいます。



(7) 人にやさしいまちづくりの推進

目指す姿 誰もが快適に暮らせる、やさしいまちづくりが進んでいます。



4 計画の推進体制

計画の周知及び利用促進

本計画の推進は、市民をはじめ、様々な機関・団体との連携、協力が重要なため、広報紙等の活用や、自治会、民生委員・児童委員等への説明などを行い、本計画の周知を図ります。

また、保健福祉の各分野の計画では、きめ細かなサービスの展開や市民参加の促進等に取り組んでいるため、本計画とあわせて、各分野のサービスや福祉活動の情報提供を積極的に行います。

庁内の体制強化及び関係機関等との連携 市民等との協働体制の基盤づくり

市民等との協働

市民の地域福祉に対する意識啓発や人材育成等に取り組むとともに、市民と行政とが相互に連携しながら地域福祉活動を推進する基盤づくりを進めます。

東松山市社会福祉協議会との連携

東松山市社会福祉協議会との連携強化を進めるとともに、東松山市社会福祉協議会が取り組む地域福祉に関連する各種事業の支援を図ります。

関係機関との連携

福祉に関連する活動を行う団体や組織はもちろん、地域づくりや地域の活性化等に取り組む組織や団体とも連携強化を図り、多様な地域福祉活動の展開を図ります。

庁内の関係部署との連携・情報共有

制度・分野ごとの「縦割り」という関係を超えて、庁内の関係部署との横のつながりをより一層強化します。また、同じ方向に向かって施策・事業を推進していけるように情報共有を図ります。

計画の実施状況の点検・評価

本計画は、東松山市地域福祉計画策定委員会において関係課所や関係団体による進捗状況の確認により、評価・点検を年1回行い、効率的な計画の推進を図ります。また、計画の進捗状況はホームページ等で公表します。



第二次東松山市地域福祉計画（概要版）

発行 令和2年3月

編集 東松山市健康福祉部社会福祉課

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-21-1455 FAX 0493-24-6066
